

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	介護保険給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、介護保険給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和5年4月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険給付の支給等に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格管理、要介護認定情報管理、受給者台帳管理、給付実績管理、保険料賦課・徴収管理等を行う。 介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 介護保険被保険者の資格管理(取得・喪失・異動) (2) 要介護認定申請(新規・更新・変更)に関する情報の管理 (3) 介護保険受給者台帳の管理(異動情報、認定情報、受給者全般情報、医療保険情報) (4) 介護保険給付実績台帳の管理(現物・償還)及び給付申請(償還払(福祉用具購入・住宅改修)、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費)に関する情報の管理 (5) 介護保険利用料の減免に関する情報の管理 (6) 介護保険料算定に必要な賦課台帳の確認 (7) 介護保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の還付に必要な公金受取口座情報の確認</p>
③システムの名称	介護保険システム 要介護認定支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格台帳ファイル (2) 適用除外者台帳ファイル (3) 受給者台帳ファイル (4) 受給者減免台帳ファイル (5) 給付実績台帳ファイル (6) 高額費給付台帳ファイル (7) 償還払給付台帳ファイル (8) 高額合算台帳ファイル (9) 異動連絡票台帳ファイル (10) 共同処理異動連絡票台帳ファイル (11) 要介護認定情報ファイル (12) 宛名台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (情報照会) 別表第2 93、94の項 (情報提供) 別表第2 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、88、90、94、108の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部高齢介護課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市健康福祉部高齢介護課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮1-13-1 (代表)0829-20-0001(直通)0829-30-9155

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年3月30日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年3月30日時点	平成29年7月1日時点	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の93項、94項	番号法第19条第7号及び別表第2(情報照会) 別表第2 93、94の項(情報提供) 別表第2 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、88、90、94、108の項	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	高齢介護課長 佐々木 淳子	高齢介護課長	事後	
令和1年6月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	IV リスク対策		新規項目	事後	
令和2年5月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2(情報照会) 別表第2 93、94の項(情報提供) 別表第2 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、88、90、94、108の項	番号法第19条第8号及び別表第2(情報照会) 別表第2 93、94の項(情報提供) 別表第2 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、88、90、94、108の項	事前	
令和3年7月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	令和4年3月31日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月4日	問い合わせ住所変更 II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 令和3年4月1日時点	〒738-8512 広島県廿日市市新宮1-13-1 令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1) 介護保険被保険者の資格管理(取得・喪失・異動) (2) 要介護認定申請(新規・更新・変更)に関する情報の管理 (3) 介護保険受給者台帳の管理(異動情報、認定情報、受給者全般情報、医療保険情報) (4) 介護保険給付実績台帳の管理(現物・償還)及び給付申請(償還払(福祉用具購入・住宅改修)、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費)に関する情報の管理 (5) 介護保険利用料の減免に関する情報の管理 (6) 介護保険料算定に必要な賦課台帳の確認	(1) 介護保険被保険者の資格管理(取得・喪失・異動) (2) 要介護認定申請(新規・更新・変更)に関する情報の管理 (3) 介護保険受給者台帳の管理(異動情報、認定情報、受給者全般情報、医療保険情報) (4) 介護保険給付実績台帳の管理(現物・償還)及び給付申請(償還払(福祉用具購入・住宅改修)、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費)に関する情報の管理 (5) 介護保険利用料の減免に関する情報の管理 (6) 介護保険料算定に必要な賦課台帳の確認 (7) 介護保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の還付に必要な公金受取口座情報の確認	事前	